

# スクラップヤード規制に係る条例の比較

	長野県飯田市	神奈川県綾瀬市	千葉市	茨城県境町	千葉県袖ヶ浦市	さいたま市	茨城県常陸大宮市	埼玉県越谷市
施行日	2012(H24)年1月1日改正	2019(H31)年7月1日	2021(R3)年11月1日	2021(R3)年12月8日	2023(R5)年4月1日	2024(R6)年2月1日	2024(R6)年4月1日	2024(R6)年4月1日
目的	自然環境の保全及び公害の防止に関して必要な事項を定めること	崩落その他の事故等を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること	屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること	自然環境の保全及び公害の防止に関して必要な事項を定めること	屋外保管された再生資源物の火災の発生又は延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、屋外保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること	屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること	屋外に保管された再生資源物の飛散、積み上げ過ぎによる崩落その他の事故等を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること	屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること
定義	事業活動又は家庭生活において使用される物品で、使用済みのもの又は使用されることなく不要とされたものであり、かつ、再資源化その他の方法による再利用のために収集されたもの	使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器又はプラスチックを原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)	使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)及びこれらの混合物	事業活動又は家庭生活において使用される物品で、使用済みのもの又は使用されることなく不要とされたものであり、かつ、再資源化その他の方法による再利用のために収集されたものを含む。)及びこれらの混合物	使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)及びこれらの混合物	使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)及びこれらの混合物	使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)及びこれらの混合物	使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの(分解、破碎、圧縮等の処理がされたものを含む。)及びこれらの混合物
届出制・許可制	届出制	届出制	許可制	許可制	許可制	許可制	許可制	許可制
事前協議・説明会	○	×	○	×	○	○	○	○
記録	×	×	○	×	○	○	○	○
事故時の措置	○	○	○	○	○	○	○	○
報告徴収	○	○	○	○	○	○	○	○
立入検査	○	○	○	○	○	○	○	○
指導・勧告	○	○	○	○	○	○	○	○
改善命令	○	○	○	○	○	○	○	○
公表	○	○	○	○	○	○	○	○
罰則	○	×	○	×	○	○	○	○